



札幌市告示第 6313 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 14 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定管理者の名称  
エムエムエスマンションマネージメントサービス株式会社
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
別紙のとおり
- 3 管理を行わせる期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 退去に関する業務
  - (2) 施設・設備等の修繕（随時修繕、緊急修繕及び空き住宅修繕）に関する業務
  - (3) 施設・設備等の保守点検（日常点検及び法定点検）に関する業務
  - (4) 施設・設備等の整備に関する業務
  - (5) 上記に掲げる業務に付随する業務

別表1 北区、西区及び手稲区

名 称	位 置	指定管理者
麻 生 団 地	札幌市北区麻生町4丁目	札幌市中央区南1 条西4丁目20番 地 エムエムエスマン ションマネージメ ントサービス株式 会社 代表取締役社長 堂守 貴志
北 3 0 条 団 地	札幌市北区北29条西6丁目、北30条西6丁目、北30条西7丁目	
幌 北 団 地	札幌市北区北24条西3丁目、北25条西2丁目、北25条西3丁目、北26条西4丁目	
新 川 団 地	札幌市北区新川2条1丁目	
屯田緑の里団地	札幌市北区屯田6条6丁目、屯田6条7丁目	
屯 田 西 団 地	札幌市北区屯田6条11丁目、屯田6条12丁目	
拓 北 団 地	札幌市北区拓北5条4丁目	
グ リ ン ピ ア 篠 路 中 央 団 地	札幌市北区篠路2条9丁目	
グ リ ン ピ ア 篠 路 北 団 地	札幌市北区拓北3条1丁目	
屯田季実の里団地	札幌市北区屯田9条5丁目	
フレンズ百合が原	札幌市北区百合が原7丁目	
ノースパーク 百 合 が 原	札幌市北区百合が原9丁目	
ア リ ビ ラ 2 4	札幌市北区北24条西15丁目	
ノースライフ30	札幌市北区北30条西12丁目	
グリーンコート し ん か わ	札幌市北区新川3条13丁目	
レジデンス篠路	札幌市北区篠路3条6丁目	
八 軒 団 地	札幌市西区八軒6条西2丁目	
二 十 四 軒 団 地	札幌市西区二十四軒3条5丁目	

西野団地	札幌市西区西野2条5丁目
発寒1条団地	札幌市西区発寒1条3丁目
発寒団地	札幌市西区発寒11条5丁目、発寒11条6丁目、発寒12条4丁目、発寒12条5丁目
発寒8条団地	札幌市西区発寒8条5丁目
ソレイユ発寒	札幌市西区発寒10条11丁目
富丘東団地	札幌市手稲区富丘3条4丁目
富丘西団地	札幌市手稲区富丘2条7丁目
見晴台東団地	札幌市手稲区手稲本町3条3丁目
見晴台西団地	札幌市手稲区手稲本町3条4丁目
千代ヶ丘東団地	札幌市手稲区手稲本町5条1丁目
千代ヶ丘中央団地	札幌市手稲区手稲本町4条1丁目
千代ヶ丘西団地	札幌市手稲区手稲本町4条2丁目
稲穂団地	札幌市手稲区稲穂4条3丁目
稲積団地	札幌市手稲区前田2条4丁目、前田3条4丁目、前田4条6丁目
宮の沢団地	札幌市手稲区西宮の沢4条3丁目
曙2条団地	札幌市手稲区曙2条1丁目
前田公園団地	札幌市手稲区前田7条12丁目
星置駅前団地	札幌市手稲区星置1条4丁目
富丘高台団地	札幌市手稲区富丘3条6丁目、富丘4条6丁目
山口団地	札幌市手稲区曙11条1丁目、曙12条1丁目
西宮の沢団地	札幌市手稲区西宮の沢6条2丁目
パティオほしみ	札幌市手稲区星置1条8丁目